

# 山梨県公報

第二千四百七十一号

平成二十六年

十二月十五日

月 曜 日

## 目次

○保安林の指定施業要件の変更予定(三件).....	六九七
○道路の区域変更(三件).....	六九八
○貸金業者の業務停止の処分.....	六九九
○農業振興地域の区域の変更.....	六九九
○都市計画の決定図書の縦覧.....	六九九

## 告示

### 山梨県告示第三百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南都留郡忍野村(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南都留郡富士河口湖町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市御坂町栗合字原町七番の一地先から 笛吹市御坂町栗合字山ノ神一七九番の一地 先まで	八・八 一・九・二	七・二 一・九・二	七・二 一・九・二	七・五

山梨県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先まで	二八・八 三・七・五	一八・五 二・八・八	一八・五 二・八・八	六〇・〇

山梨県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桐原字梅久保向官有無番地先から 上野原市桐原字梅久保向一二九三番の一地先まで	一一・五 二・二・四	七・五 一・八・六	七・五 一・八・六	一三六・〇

# 公 告

● 貸金業者の業務停止の処分  
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の四第一項の規定に基づき、次のおり貸金業者の業務停止を命じたので、同法第二十四条の六の八の規定に基づき公告する。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 商号又は名称 株式会社南栄商事
- 二 代表者の氏名 中澤 國夫
- 三 主たる営業所又は事務所の所在地 甲府市湯田一丁目十番十四号
- 四 登録番号 山梨県知事（一一）第〇〇〇七九号
- 五 登録年月日 平成二十六年一月二十五日
- 六 処分の年月日 平成二十六年十二月三日
- 七 処分の内容 平成二十六年十二月四日から平成二十七年三月三日までの九十日間の業務の全部の停止（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務及び山梨県知事が特に必要と認めた業務を除く。）

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のおり農業振興地域の区域を変更する。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 変更に係る農業振興地域名  
上野原・道志農業振興地域
- 二 変更に係る区域

次の図のおり

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び富士・東部農務事務所に備え置いて縦覧に供する。）

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類  
南アルプス都市計画地区計画  
（あやめが丘地区地区計画）
- 二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番